

山梨県公報

第二千六百八十二号

平成二十九年

三月二十三日

木曜日

目次

告示

○救急病院等の認定	一五九
○保安林の指定施業要件の変更予定(三件)	一五九
○家畜伝染病の発生	一六〇
○家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施	一六〇
○道路の供用開始(二件)	一六三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除	一六四
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	一六七
○都市計画事業の事業計画の変更認可	一六八
○建築基準法に基づく道路位置指定(三件)	一六八
○換地処分の実施	一六八
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可	一六九
○山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	一六九
○山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	一六九
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	一七一

告示

山梨県告示第六十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

二 認定期限

平成三十二年三月二十一日

名称	所在地
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三百二番地二

山梨県告示第六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡身延町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、身延町(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。身延町(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡身延町(国有林。次の図に

- 示す部分に限る。)、身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、身延町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	三	北杜市	平成二十九年三月八日

山梨県告示第七十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	北杜市の区域	一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで の期間 において対象	一 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査(急速凝集反応法) 2 酵素免疫測定法による検査 3 補体結合反応検査 4 その他必要な検査 二 結核病検査 1 ツベルクリン検査 (皮内注射法) 2 その他必要な検査

	<p>牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>家畜を飼育している区域又は家畜が死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日</p>
<p>牛のヨーネ病の発生子防のため</p>	<p>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに西八代郡、南都留郡（富士河口湖町の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p> <p>一 次のいずれかに該当する牛</p> <p>二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>一 次のいずれかに該当する牛</p> <p>二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p>	<p>保健衛生所長の指定するもの</p> <p>二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p> <p>同</p> <p>一 予備的抗体検出法による検査 二 リアルタイムPCR法による検査 三 ヨーネン検査 四 その他必要な検査</p>

<p>牛の伝達性 海綿状脳症</p>	<p>域 県内全</p>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第</p>	<p>同</p>	<p>一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンプロット</p>
<p>の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>アバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため</p>	<p>北杜市（高根町及び小淵沢町の区域を除く。）並びに西八代郡、南都留郡（鳴沢村の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p>	<p>七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。</p>	<p>三 免疫組織化学的検査 法による検査</p>
<p>馬伝染性貧血の発生予防のため</p>	<p>北杜市（高根町及び小淵沢町の区域を除く。）並びに西八代郡、南都留郡（鳴沢村の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>
<p>の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>北杜市（高根町及び小淵沢町の区域を除く。）並びに西八代郡、南都留郡（鳴沢村の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>一 中和反応検査 二 臨床検査</p>
<p>の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>北杜市（高根町及び小淵沢町の区域を除く。）並びに西八代郡、南都留郡（鳴沢村の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>
<p>の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>北杜市（高根町及び小淵沢町の区域を除く。）並びに西八代郡、南都留郡（鳴沢村の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>
<p>の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>北杜市（高根町及び小淵沢町の区域を除く。）並びに西八代郡、南都留郡（鳴沢村の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>
<p>の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>北杜市（高根町及び小淵沢町の区域を除く。）並びに西八代郡、南都留郡（鳴沢村の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>
<p>の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>北杜市（高根町及び小淵沢町の区域を除く。）並びに西八代郡、南都留郡（鳴沢村の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>
<p>の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>北杜市（高根町及び小淵沢町の区域を除く。）並びに西八代郡、南都留郡（鳴沢村の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>
<p>の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>北杜市（高根町及び小淵沢町の区域を除く。）並びに西八代郡、南都留郡（鳴沢村の区域を除く。）及び北都留郡の区域</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、北杜市（高根町及び小淵沢町の区域に限る）、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市及び中央市並びに南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域（鳴沢村の区域に限る。）	実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬の家畜伝染病予防法第十条第一項の届出をしてある馬及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認められた馬以外の馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの
--	--

豚コレラの発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 酵素免疫測定法 二 蛍光抗体法 三 その他必要な検査
高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため	県内全域	実施区域内で百羽以上の家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下この項において同じ。）を飼育している農場又は十羽以上のだちょうを飼育している農場で飼育されている家きんで、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同	一 酵素免疫測定法 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査
家きんサルモネラ感染症の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している種鶏	同	凝集反応検査（急速凝集反応法）
腐蛆病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査

山梨県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	甲府笛吹線	笛吹市八代町南字横田二六八五番一地从先から 笛吹市八代町南字真道沢一五九八番三地从先まで	二〇七・九	平成二十九年三月二十 六日

山梨県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	藤室石和線	笛吹市八代町南字洗沢四五六一番六地从先から 笛吹市八代町北字三原沢二六八二番四地从先まで	一三〇・〇	平成二十九 年三月二十 六日

山梨県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 土砂災害警戒区域の指定を解除する区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	解除事項	指定告示
西桂町	滝入Ⅱの3	急傾斜地	次の図のと	一部	平成二十年山梨県告示

の崩壊	おり	第三百三十七号
-----	----	---------

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

二 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する区域

1 中北建設事務所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
南アルプス市	金山沢	土石流	次の図のとおり	全部	平成二十二年山梨県告示第九十四号
甲斐市	藤ノ木	急傾斜地の崩壊	同	一部	平成二十二年山梨県告示第九十五号
同	中村の4	同	同	全部	平成二十二年山梨県告示第三百三十一号
同	前屋1	同	同	一部	平成二十二年山梨県告示第九十五号
同	前屋1-2	同	同	同	同

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

2 中北建設事務所峡北支所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
韮崎市	入戸野沢1-2	土石流	次の図のと	全部	平成二十一年山梨県

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
深町沢の1・深町沢の2	平見・十島Ⅱ	宮ノ入	梅島川	根熊川1	大法師の3-1	砂笠西沢	同	同	同
同	急傾斜地の崩壊	同	土石流	同	急傾斜地の崩壊	土石流	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一部	同	全部	同	一部	全部	同	同	同
平成二十年山梨県告示第四百五十九号	平成二十一年山梨県告示第三百三十五号	平成十九年山梨県告示第三百三十三号	平成十八年山梨県告示第五百十八号	平成十八年山梨県告示第五百八十号	平成十九年山梨県告示第八十七号	平成二十年山梨県告示第二百二十四号	同	同	同

5 「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 5 富士・東部建設事務所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
都留市	大輪・堀の内	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部	平成二十一年山梨県告示第三百九十六号
同	杉の木沢	土石流	同	全部	平成二十一年山梨県告示第二十一号

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
落合沢	丹沢川1-3	大西	西畑1-2	西ノ沢	花鳥沢	神戸沢	金山沢1-2	同	同
同	同	急傾斜地の崩壊	同	土石流	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	一部	同	全部	同	同	同	同	同
平成十九年山梨県告示第二百六十七号	平成十八年山梨県告示第六百四号	平成二十一年山梨県告示第三百六十六号	平成二十三年山梨県告示第七十一号	平成十八年山梨県告示第六十三号	平成十九年山梨県告示第二百九十九号	平成二十三年山梨県告示第三百七号	平成二十三年山梨県告示第三百八号	同	同

6 「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所内に備え置いて縦覧に供する。
 6 富士・東部建設事務所吉田支所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
富士吉田	白糸町・白糸町	急傾斜地	次の図のと	一部	平成十九年山梨県告示

市	の2	の崩壊	おり		示第三百六十二号
同	白糸町の3	同	同	同	同
道志村	白井平の2	同	同	同	平成二十三年山梨県告示第百三号
同	栃の沢	土石流	同	全部	平成二十三年山梨県告示第百八十七号
山中湖村	吉政沢	同	同	同	平成二十三年山梨県告示第百七十四号
富士河口湖町	船津1-2	急傾斜地の崩壊	同	一部	平成十八年山梨県告示第百七十二号

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
富士吉田市・富士河口湖町	赤坂	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	新規	
忍野村	仙土久保川1	土石流	同	同	

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

二 土砂災害特別警戒区域

1 中北建設事務所峡北支所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	指定事項	指定告示
北杜市	窪長沢の1-1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	追加	平成二十一年山梨県告示第百十三号

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

2 峡南建設事務所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	指定事項	指定告示
市川三郷町	家付・家付Ⅲ	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	追加	平成二十一年山梨県告示第百六十六号

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

3 富士・東部建設事務所吉田支所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	指定事項	指定告示
富士吉田市	白糸町の3	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	追加	平成十九年山梨県告示第百六十二号

富士吉田市・ 富士河口湖町	赤坂	同	同	新規
------------------	----	---	---	----

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 施行者の名称 富士吉田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十二年二月十九日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百五十五号、平成十六年山梨県告示第五百三十八号、平成十八年山梨県告示第九十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十七号及び同三百二十八号、平成二十四年山梨県告示第百八十号、平成二十五年山梨県告示第二百九十八号並びに平成二十七年山梨県告示第二百三十二号の事業地に、富士吉田市大字上吉田字浅間下、字諏訪内及び字南川久保の各一部を加え、大字上吉田字堰林及び大字新屋字中ザスの各地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年三月十四日
- 二 指定道路の位置 中巨摩郡昭和町清水新居字村中五百十五番四、五百十五番六
- 三 指定道路の幅員 最大幅員四・七七メートル 最小幅員四・七五メートル
- 四 指定道路の延長 二十二・九二メートル

山梨県告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年三月十四日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市加賀美字古河原三千二百二十四番四
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十三・二五メートル

山梨県告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年三月十五日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市藤田字双柳二千四百六十七番四
- 三 指定道路の幅員 四・九三メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・九四メートル

公 告

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（笛吹川左岸地区八代南第三工区）の換地処分を平成二十九年三月十五日実施した。

平成二十九年三月二十三日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年七月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 西八代郡市川三郷町大字黒沢字山王の一部及び南巨摩郡富士川町大字駅前通二丁目字沢ノ戸の一部
- 四 事務所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町役場内
- 五 設立認可の年月日 平成二十五年七月二十五日
- 六 変更後の事業施行期間 平成二十五年七月二十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 七 変更認可の年月日 平成二十九年三月十三日

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会表彰規則（昭和二十五年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号に掲げるもの」に改める。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（欠格事項）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者については、表彰を行わない。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の規定により罰金刑に処せられた者及び刑の言渡し効力の失われた者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 その他表彰することが適当でないものとして教育委員会が別に定めるもの

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育職員免許に関する規則（昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「規定による」を「規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるもの」に、「表に」を「表の」に改める。

第十四条中「免許法施行規則第十二条の規定による」を「免許法別表第三の規定により一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号及び第十二条の規定の適用を受けるもの」に改める。

第十七条中「別表第六による」を「別表第六の規定により養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるもの」に改める。

第十七条の二中「別表第六の二による」を「別表第六の二の規定により栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるもの」に改める。

第十八条から第二十条までを次のように改める。

第十八条 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるもの

する者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。
一 小学校教諭二種免許状の場合（幼稚園教諭普通免許所持）

第一欄	第二欄	第三欄
最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
一	7	10
二	5	7
一	1	2
二	1	1
一	7	11
二	5	7
一	1	2
二	1	1

二 小学校教諭二種免許状の場合（中学校教諭普通免許所持）

第一欄	第二欄	第三欄
最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
一	7	9
二	5	6
一	1	2
二	1	1

三 中学校教諭二種免許状の場合（小学校教諭普通免許所持）

四 中学校教諭二種免許状の場合（高等学校教諭普通免許所持）

第一欄	第二欄	第三欄
最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
一	7	11
二	5	8
三	5	7
一	1	2
二	1	2
三	1	1
一	7	11
二	5	8
三	5	7
一	1	2
二	1	2
三	1	1

五 高等学校教諭二種免許状の場合（中学校教諭普通免許所持）

第一欄	第二欄	第三欄
最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
一	7	9
二	5	6
一	1	2
二	1	1
三	1	1
一	7	11
二	5	8
三	5	7
一	1	2
二	1	2
三	1	1

第一欄	第二欄	第三欄
最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目 第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
1	1	4
1	2	6
1	2	6
1	2	9

六 幼稚園教諭二種免許状の場合（小学校教諭普通免許所持）

第一欄	第二欄	第三欄
最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 保育内容の指導法	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
3	3	3

第十九条及び第二十条 削除

第二十一条第一項中「規定による」を「規定の適用を受け、免許法別表第三の規定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるもの」に改め、同条第二項中「附則第三十一項及び第三十二項の規定による」を「附則第三十八項及び第三十九項の規定の適用を受け、免許法別表第三の規定により保健の教科について高等学校一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるもの」に改める。

附則
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十九年三月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 尾方 恵

別表第一中

九〇 南巨摩郡富士川町青柳町二、三五番地二先（町道同士の十字路交差点）	県営住宅鯉沢北部団地西	平成二十七年一月三二日 告示第一一八号
--	-------------	------------------------

九〇 南巨摩郡富士川町青柳町二、三五番地二先（町道同士の十字路交差点）	県営住宅鯉沢北部団地西	平成二十七年一月三二日 告示第一一八号
九一 西八代郡市川三郷町岩間一、八〇四番地二先（主要地方道市川三郷身延線同士の丁字路交差点）	六郷I C入口	平成二十九年三月三三日 告示第三〇号

一八〇 山梨市北三六番地一先（国道一四〇号と県道甲府山梨線（八幡バイパス）との丁字路交差点）	八幡南ランプ	平成二六年一月三〇日 告示第一二〇号
---	--------	-----------------------

一八〇 山梨市北三六番地一先（国道一四〇号と県道甲府山梨線（八幡バイパス）との丁字路交差点）	八幡南ランプ	平成二六年一月三〇日 告示第一二〇号
---	--------	-----------------------

一八一	甲州市塩山下於曾八五一番地三先(主要地方道白井甲州線と市道との十字路交差点)	下於曾	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
-----	--	-----	----------------------

に改める。

別表第三の五九六の項を次のように改める。

五九六	削除		甲府 平成二九年三月二三日 告示第三〇号
-----	----	--	----------------------------

別表第三の七一一の項を次のように改める。

七一一	市道	甲府市上石田一丁目六番一六号先(上石田一丁目交差点)から甲府市上石田一丁目八番八号先(国道五二号と市道との丁字路交差点)までの間(二四五メートル)	大型自動車、大型特種自動車、定中型自動車	終日	甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
-----	----	---	----------------------	----	----	----------------------

別表第四の三四の項、三五の項及び三六の項を次のように改める。

三四	削除		甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
三五	削除		甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
三六	削除		甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号

別表第四の六〇四の項の次に次のように加える。

六〇五	主要地方道北杜八ヶ岳公園線	北杜市須玉町若神子三、三五八番地一先(主要地方道北杜八ヶ岳公園線から市道へ流入する導流部)(二二〇メートル)	車両	車両進行 南から北へ終日	北杜	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
六〇六	主要地方道	北杜市須玉町若神子三	車両	車両進行	北杜	平成二九年三月二三日 告示第三〇号

	方道北杜八ヶ岳公園線	、三五八番地一先(市道から主要地方道北杜八ヶ岳公園線へ流出する導流部)(二二〇メートル)	北から南へ終日	月二三日 告示第三〇号
--	------------	--	---------	----------------

別表第五の一〇六の項を次のように改める。

一〇六	削除		南アルプス	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
-----	----	--	-------	----------------------

別表第五の二四四の項を次のように改める。

二四四	削除		甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
-----	----	--	----	----------------------

別表第五の二五五の項を次のように改める。

二五五	市道	甲府市上石田一丁目一一番一二号先(南西銀座北交差点)	東進する大型自動車、特殊自動車、特定制型自動車	終日	甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
-----	----	----------------------------	-------------------------	----	----	----------------------

別表第六の四〇の項を次のように改める。

四〇	削除		甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
----	----	--	----	----------------------

別表第七の九三の項を次のように改める。

九三	削除		甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
----	----	--	----	----------------------

別表第十の三、二六六の項、三、二六七の項及び三、二六八の項を次のように改める。

三、二六六	削除		甲府	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
三、二六七	削除		甲府	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
三、二六八	削除		甲府	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号

別表第十の四、九〇六の項を次のように改める。

四、九〇六	市道	甲斐市竜地三、五八八番地三先	一	葦崎	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
-------	----	----------------	---	----	------------------------

別表第十の五、五一〇の項の次に次のように加える。

五、五一二	主要地 方道甲 府葦崎 線	甲府市丸の内一丁目五四一番地 一先	一	甲府	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
五、五一三	市道	甲府市向町二五二番地一七先	二	南甲府	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
五、五一四	主要地 方道北 杜富士 見線	北杜市小淵沢町一〇、二六六番 地先	一	北杜	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
五、五一五	国道五 二号	南巨摩郡身延町飯富一、一七三 番地二先	一	南部	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
五、五一六	国道四	甲州市塩山熊野四九六番地四先	二	日下	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号

一一号			一部	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
-----	--	--	----	------------------------

別表第十四の七八八の項及び七八九の項を次のように改める。

七八八	市道	甲府市北新一丁目 六番七号先(県道 と市道との丁字路 交差点)から甲府 市北新一丁目一番 一三号先(県道と 市道との丁字路交 差点)までの両側	五五〇	車両 二〇	甲府	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
七八九	削除				甲府	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号

別表第十四の九二八の項を次のように改める。

九二八	町道	中巨摩郡昭和町築 地新居七五番地 先(築地新居交差 点)から中巨摩郡 昭和町河東中島一 八二〇番地先(山 梨大学病院入口交 差点)まで	七八〇	車両 けん付引 けん付引 を 除く	南甲府	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
-----	----	--	-----	-------------------------------	-----	------------------------

別表第十四の一、五五八の項を次のように改める。

一、五 五八	市道	甲州市塩山下塩後 五三三番地一先(下 塩後交差点)から 甲州市塩山熊野 四九六番地四先(国 道四一一号と市道 との丁字路交差 点)までの両側	一、五九〇	車両 けん付引 けん付引 を 除く	日下部	平成二十九年三月二十三日 告示第三〇号
-----------	----	---	-------	-------------------------------	-----	------------------------

別表第十四の一、七四六の項の次に次のように加える。

一、七 四七	主要地 方道市 川三郷	西八代郡市川三郷 町岩間一八〇四 番地二先(六郷I	六四〇	車両 けん付引	四〇	鰺沢 平成二十九年三月二十三日
-----------	-------------------	---------------------------------	-----	------------	----	--------------------

三郷線と町道に囲まれた区域内の全ての道路

別表第十六の五、〇〇八の項を次のように改める。

五、〇〇八	削除	甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
-------	----	----	----------------------

別表第十六の八、七〇〇の項を次のように改める。

八、七〇〇	市道 （斐崎市龍岡町下条南割一、七八四番地の一先（市道同士の五差路交差点・北進車両））	斐崎	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
-------	--	----	----------------------

別表第十六の二一、八七五の項の次に次のように加える。

一一、八七六	市道 （甲府市上阿原町一、〇五四番地三先（市道同士の丁字路交差点・西進車両））	南甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八七七	市道 （甲府市向町一五二番地先（市道同士の十字路交差点・東進車両））	南甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八七八	市道 （南アルプス市寺部一、八五九番地一先（主要地方道斐崎南アルプス中央線と市道との丁字路交差点・南進車両））	南アルプス	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八七九	市道 （斐崎市穴山町一、二九八番地先（県道と市道との丁字路交差点・北進車両））	斐崎	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八八〇	市道 （北杜市須玉町若神子三、三五八番地一先（主要地方道北杜八ヶ岳公園線と市道との三差路交差点・東進車両））	北杜	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八八一	市道 （北杜市高根町蔵原五八番地一先（主要地方道北杜八ヶ岳公園線と市道との丁字路交差点・南進車両））	北杜	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八八二	県道駒ヶ岳公 （北杜市白州町白須一、一六六番地六先（県道同士の丁字路交差））	北杜	平成二九年三月二三日 告示第三〇号

園線	点・北進車両	告示第三〇号
----	--------	--------

別表第十七の七一五の項を次のように改める。

七一五	削除	甲府	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八八三	町道 （西八代郡市川三郷町岩間一、二九四番地一先（町道同士の十字路交差点・東進車両））	鰍沢	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八八四	町道 （西八代郡市川三郷町岩間一、四一五番地一先（町道同士の十字路交差点・西進車両））	鰍沢	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八八五	町道 （西八代郡市川三郷町岩間一、四七〇番地一先（町道同士の丁字路交差点・東進車両））	鰍沢	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八八六	町道 （西八代郡市川三郷町岩間一、四八〇番地一先（町道同士の丁字路交差点・西進車両））	鰍沢	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八八七	町道 （南巨摩郡南部町福士二八、五〇五番地一四先（国道五二号と町道との丁字路交差点・西進車両））	南部	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八八八	市道 （笛吹市一宮町石一、〇四〇番地一二先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点・西進車両））	笛吹	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八八九	市道 （甲州市塩山熊野四九六番地四先（国道四一一号と市道との丁字路交差点・東進車両））	日下部	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八九〇	町道 （南都留郡富士河口湖町船津七、六五四番地三先（町道同士の十字路交差点・西進車両））	富士吉田	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八九一	町道 （南都留郡富士河口湖町船津七、六五五番地三先（町道同士の十字路交差点・東進車両））	富士吉田	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一一、八九二	市道 （都留市井倉五一八番地一先（市道同士の丁字路交差点・南進車両））	大月	平成二九年三月二三日 告示第三〇号

別表第十七の一、二八七の項を次のように改める。

一、二八七	市道	甲州市塩山下於 曾五三番地一 先(下塩後交差 点)から甲州市 塩山熊野四九六 番地四先(国道 四一一号と市道 との丁字路交差 点)までの両側	一、五九〇	車両	終日	日下 部	平成二九 年三月二 三日 告示第三 〇号
-------	----	--	-------	----	----	---------	----------------------------------

別表第十七の一、三九四の項に次のように加える。

一、三九五	市道	笛吹市八代町南 一(五九三番地 二先(県道と市 道との丁字路交 差点)から笛吹 市八代町南二 五八八番地二先 (笛吹八代スマ ートIC出入口 と市道との交差 点)までの両側	一二一〇	車両	終日	笛吹	平成二九 年三月二 三日 告示第三 〇号
-------	----	--	------	----	----	----	----------------------------------

別表第十八の五九の項を次のように改める。

五九	削除					甲府	平成二九年 三月二三 日 告示第三〇 号
----	----	--	--	--	--	----	----------------------------------

別表第十八の七三の項の次に次のように加える。

七四	主要地 方道市 川三郷 町身延 線	西八代郡市川三郷町 岩間一八〇四番地 二先(六郷IC入 交差点)から西八 郡市川三郷町岩間 二五五番地一先(町 道同士の十字路交 点)までの両側	六四〇	車両	終日	鰍沢	平成二九年 三月二三 日 告示第三〇 号
----	-------------------------------	---	-----	----	----	----	----------------------------------

別表第十九の一四の項を次のように改める。

一四	削除					日下部	平成二九年三月三 日 告示第三〇号
----	----	--	--	--	--	-----	-------------------------

別表第十九の二二一の項の次に次のように加える。

二二二	県道山 梨市停 車場線	山梨市大野七〇番地九先(県道と 市道との十字路交差点)から山梨 市歌田九八四番地四先(県道と市 道との丁字路交差点)までの両側 歩道(五九〇メートル)	日下部	平成二九年三月二三 日 告示第三〇号
-----	-------------------	---	-----	--------------------------

別表第二十四の二八の項の次に次のように加える。

二九	市道	甲府市丸の内一丁目一番一九 号先(甲府中央消防署前)	当該道路 上に標示 した位置	甲府	平成二九年三月 二三 日 告示第三〇号
----	----	-------------------------------	----------------------	----	------------------------------

別表第三十の二二の項及び二三の項を次のように改める。

二二	削除			甲府	平成二九年三月 二三 日 告示第三〇号
二三	削除			甲府	平成二九年三月 二三 日 告示第三〇号

別表第三十の二の三五の項の次に次のように加える。

三六	主要地 方道甲 府葎崎 線	甲府市丸の内二丁目一七番一 号先(バス乗降場三五メート ル区間の内の道路標示によっ て区画された部分)	終日	バス	甲府	平成二九年 三月二三 日 告示第三〇 号
三七	主要地 方道甲 府葎崎 線	甲府市丸の内一丁目五四二番 地先(バス乗降場二五メート ル区間の内の道路標示によっ て区画された部分)	終日	バス	甲府	平成二九年 三月二三 日 告示第三〇 号

別表第三十三の九の項を次のように改める。

九	削除					平成二九年三月二 三日 告示第三〇号
---	----	--	--	--	--	--------------------------

別表第三十三の五六八の項の次に次のように加える。

五六九	県道中下 条甲府線	甲府市宝一丁目二〇番二一先（横 沢通り南交差点）	一	平成二九年三月二 三日 告示第三〇号
-----	--------------	-----------------------------	---	--------------------------

別表第三十六の一の項の次に次のように加える。

二	村道	北都留郡小菅村三、四四五番地先	上野原	平成二九年三月 二三日 告示第三〇号
---	----	-----------------	-----	--------------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番